

## 令和5年度浄化槽整備事業の進捗状況評価に関する調査検討業務（変更）に係る仕様書

### 1. 件名

令和5年度浄化槽整備事業の進捗状況評価に関する調査検討業務（変更）

### 2. 目的

污水处理施設の未普及解消に向けては、平成26年1月、污水处理を所管する3省（国土交通省、農林水産省、環境省）で、「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を作成し、污水处理施設の中期（10年程度）での早期整備と、運営管理の観点を含め長期での持続的なシステム構築を目指すこととしている。しかし、令和3年度末現在で未だ約930万人が污水处理未普及となっており、その多くは都市郊外や地方部を中心に残っている。そうした污水处理未普及の解消に向けて、都市郊外や地方部で効率的・経済的に污水处理サービスを提供できる浄化槽への期待は高まっているが、未普及人口の半数以上が単独処理浄化槽利用者であることから、未普及解消に向けては単独転換の加速化が大きな課題になっている。

単独転換や浄化槽の維持管理向上のため、令和元年に公布された浄化槽法の一部を改正する法律（以下、「改正浄化槽法」という。）により特定既存単独処理浄化槽（以下「特定既存単独」）に対する措置や公共浄化槽制度の創設、浄化槽台帳、法定協議会等が定められた。これらの制度の活用促進のため、「特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針（令和2年3月2日環循適発第2003027号環境大臣決定）」（以下「指針」という。）や「公共浄化槽整備運営マニュアル（令和5年3月）」を定めたところであるが、改正浄化槽法が施行され約3年が経過したものの特定既存単独への対応や協議会等の制度が十分に活用されていない状況にある。

また、平成30年6月に閣議決定された「廃棄物処理施設整備計画」の目標では、令和4年度を目標年度として、浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率、浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合、省エネ型浄化槽の導入によるCO2排出削減量が掲げられた。この浄化槽整備に関する進捗評価・分析に基づく短期的・中長期的な整備促進策の検討・実施は喫緊の課題である。（[https://www.env.go.jp/recycle/waste/kihonhousin\\_index.html](https://www.env.go.jp/recycle/waste/kihonhousin_index.html)）

未普及解消のためには改正浄化槽法に基づく制度の普及展開が必要であり、また浄化槽整備に関する進捗状況評価に基づく施策検討のためには、浄化槽に係る情報を的確に把握する調査や事例収集及び課題把握を実施することが重要である。

そこで本業務では、全国自治体における浄化槽に関する情報を取りまとめ、污水处理施設の効果的・効率的な整備及び運営管理に向けた施策を検討するための基礎資料を作成するとともに、地方公共団体が実施する浄化槽に関する整備状況の進捗評価を行い、改正浄化槽法に基づく污水处理サービスの一層の充実に向けた方策の検討を行うことを目的とする。

### 3. 業務内容

#### 3.1 浄化槽整備促進に向けた現状調査

### (1) 調査実施計画の作成

過年度業務の「汚水処理施設の効率的な整備・運営管理に向けた調査業務」において作成した調査概要、作業進行予定表及び過年度類似調査（浄化槽整備事業の進捗状況評価に関する調査検討業務等）の課題を踏まえ、調査実施計画を本業務の契約締結後2週間以内に作成すること。

作成に当たっては、調査目的の達成並びに環境省及び自治体の事務負担軽減の観点から、浄化槽の効率的な整備・運営管理の促進に向けた効果的・効率的な調査手法について具体的に検討すること。

なお、過年度の調査結果資料については、契約締結後に環境省担当官から提供する。

### (2) 浄化槽等の普及状況等に関する調査

環境省、国土交通省及び農林水産省の3省が実施する汚水処理人口の普及状況に関する調査の環境省に係る以下（ア）から（キ）の項目及び3. 1（4）に従って各都道府県（47都道府県）に対して実施したアンケート調査の回答について取りまとめ、エラーチェック、結果の分析、公表用資料の作成等を行うこと。また、エラーチェックの方法については環境省担当官と協議の上決定し、チェック方法を分かりやすく取りまとめること。なお、調査依頼及び調査票の発出は、3省連名で国土交通省が行う。

#### （ア）調書

- a. 汚水処理人口普及率調書
- b. アクションプラン策定及び都道府県構想見直し結果等に関する調書
- c. 汚水処理施設の統廃合調書

#### （イ）調査対象：

令和3年度末時点で使用されている浄化槽及びコミュニティプラント（以下、「コミプラ」という。）

#### （ウ）調査項目：

使用人口及び使用基数

#### （エ）汚水処理人口普及率調書の調査区域：

- |                     |                   |
|---------------------|-------------------|
| ① 下水道供用開始公示済区域      | ④ 集落排水区域          |
| ② 下水道事業計画区域（①を除く。）  | ⑤ 集落排水計画区域（④を除く。） |
| ③ 下水道全体計画区域（①②を除く。） | ⑥ 浄化槽整備区域、その他区域   |

#### （オ）調査区分：

- ① 設置地域区分：各市町村
- ② 設置事業区分（コミプラを除く。）：国庫助成事業、地方単独事業、民間その他

（カ）調査期間： 契約締結後～令和5年8月（予定）

（キ）公表時期： 令和5年8月頃（予定）

### (3) 浄化槽の指導普及に関する調査

浄化槽の指導普及に関する調査を行うこと。

調査に当たっては、都道府県及び保健所設置市及び特別区（計約110地方公共団体）に対するアンケート調査票を作成するとともに、回答の取りまとめや結果の分析等を行うこと。なお、調査票の発出及

び回収は環境省が行う。

また、都道府県から管轄市町村の調査票に関して集計依頼があった場合は、集計を行うこと。併せて、報告書とは別に報告書形式の冊子5部（A4版、両面白黒印刷、100頁程度）作成すること。調査項目等については、以下を基本としつつ、3.1（1）の検討結果を踏まえ、環境省担当官との協議の上、適切な内容になるよう適宜変更すること。

（ア）調査項目

令和2年度及び令和3年度の調査項目に基づき作成する。

[https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/shidoufukyu\\_chousa/index.html](https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/shidoufukyu_chousa/index.html)

（イ）調査予定時期：令和5年7月～令和6年1月（予定）

（ウ）公表時期：令和6年1月頃（予定）

（4）調査票の作成・集計及び進捗管理

（ア）3.1（3）については、調査票の作成、集計、エラーチェックと関連項目の整合性についての横断的な確認及び分析等を行うこと。また、エラーチェックの具体的な方法については環境省担当官と協議の上決定し、チェック方法を分かりやすく取りまとめること。回答に疑義が生じた場合には、回答者に対して適宜照会すること。

（イ）請負者は、公表時期を遵守するよう業務の進捗について常に管理すること。また、環境省担当官や地方公共団体担当者等と適宜調整を行い、進捗等に支障を来した場合は速やかに環境省担当官へ報告すること。

（5）過年度調査結果との比較

過年度（令和2年度及び令和3年度）に実施した「汚水処理施設の効率的な整備・運営管理に向けた調査検討業務」における調査結果を用いて、各項目の推移や傾向等を分析すること。過年度データと比べて大きな差異がある等、データに疑義が生じた場合は、当該自治体に対し聞き取り調査を行い、その要因を把握した上で、調査票のデータ修正や集計表の更新を実施すること。

なお、過年度の調査結果資料については、環境省担当官から提供する。

（6）次年度調査に向けた検討

3.1（1）及び今年度の結果を踏まえ、次年度の調査実施計画案と調査票案を作成する。作成に当たっては、3.1（2）から（3）の調査項目・実施方法等がより適切な内容になるよう具体的に検討すること。

3.2 浄化槽整備状況等の現状把握・分析

（1）改正浄化槽法に基づく制度の活用状況等に係る評価・分析

過年度業務の「浄化槽整備事業の進捗状況評価に関する調査検討業務」業務報告書（<https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/manual/report/sinchoku/>）及び仕様書3.1で実施する調

査結果を基に、改正浄化槽法に基づく制度の活用状況等の把握・評価・分析を行う。把握・評価・分析を行う項目は下記の①～⑤とする。特に「特定既存単独処理浄化槽に対する措置」「浄化槽台帳整備」「協議会」について取り組んでいる自治体に対してその取組についてヒアリングを実施（5か所程度、1か所当たり1時間程度、オンラインでのヒアリングを想定、謝金なし、対象自治体がブロック内の場合は対面を想定）し、今後、改正浄化槽法に基づく制度の活用を促進するための周知資料として使用できるよう、分かりやすく事例を整理すること。

また、上記項目について取り組んでいない自治体に対してもヒアリングを実施（5か所程度、1か所当たり1時間程度、オンラインでのヒアリングを想定、対象自治体がブロック内の場合は対面を想定）し、取り組んでいない理由や課題について調査を行い、その結果を踏まえて制度活用に向けた対策を検討すること。

上記ヒアリングにおいては、必要に応じて令和2年に定めた指針の見直しを行うことを念頭に、指針等に関する意見や課題等についても収集・整理すること。

なお、ここでの協議会等は、法定協議会に限定せず、地域主体が連携する組織体や、民間事業者による維持管理組織等もその範疇に含むものとする。

- ① 特定既存単独処理浄化槽に対する措置
- ② 浄化槽処理促進区域の指定
- ③ 公共浄化槽制度
- ④ 浄化槽台帳整備
- ⑤ 協議会

## （2）重点目標指標に係る評価・分析

仕様書3.1で実施する調査を基に、「廃棄物処理施設整備計画」に掲げられる重点目標である、浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率、浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合、省エネ型浄化槽の導入によるCO2排出削減量、の3つの指標について、その評価・分析手法の検討を行う。

検討した評価・分析手法に基づき、令和5年12月末までに最新データの収集を行った上で、「廃棄物処理施設整備計画」に掲げられる重点目標及び重要施策について、浄化槽整備区域の見直し及び人口増減の状況を考慮の上で、その進捗状況評価を行い、重点目標の未達成がある場合はその要因分析を行うこと。

## 3.3 特定既存単独処理浄化槽の措置に関する指針の改定に向けた検討

業務内容3.2(1)に示す改正浄化槽法に基づく制度の活用に向けた対策の検討結果を踏まえ、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進に向けた措置として、特定既存単独処理浄化槽の判定基準の統一化や明確化等を図るための大臣指針の改定に向けた検討を行う。検討に当たっては、下記のとおり有識者による検討会を設けて専門的見地から検討を行うこと。

### ① 実施計画の作成

以下の項目を含む検討会の実施計画案を作成する。

- ・検討に当たっての論点について
- ・検討の進め方について
- ・検討会資料の構成案について
- ・検討会メンバーの選考について
- ・検討会スケジュールについて

## ② 検討会資料の作成

実施計画に基づき、検討会資料を作成する。資料は各回 12 部程度（1 部当たり 30 頁程度、両面白黒）を用意すること。なお、作成した資料は環境省担当官に事前に電子メールにて送付の上、了解を得たものを印刷し、当日配布すること。

## ③ 検討会の実施

実施計画に基づき検討会を以下の条件により開催する。

- ・検討会のメンバー

浄化槽関係の有識者や業界団体に関係する者を検討会のメンバーとして合計 12 名程度選定する。選定に当たっては環境省担当官の了解を得て行うこととし、これまでの浄化槽関連検討会にとらわれず幅広い人選とすることも差し支えない。検討会メンバーとの連絡調整は請負者にて行うこと。また、検討会のメンバーに対しては、検討の論点について事前に個別打合せを設けて、周知と情報収集を行うこと。

- ・開催回数

2 回程度開催すること。

- ・会場の条件

都内で開催するものとし、20 名程度収容できる会場を半日手配すること。また、一部の環境省職員がオンラインで参加予定のためオンライン開催も併用できるよう準備すること。オンライン開催に係る機材等は請負者で所有しているものを使用するものとする。

- ・旅費及び謝金、会議費

検討会のメンバーに対し、請負者より謝金（1 日につき 1 名当たり 17,700 円）及び国家公務員等の旅費に関する法律に準じて旅費（3～6 級相当）を支給すること。また、検討会当日は、検討会メンバーにお茶を手配すること。

## ④ 検討会結果の取りまとめ

Microsoft Word にて速記録及び議事概要を作成し、検討会開催後 2 週間以内に検討会メンバー及び環境省担当官に電子メールにて送付の上、了解を得ること。

## 3. 4 打合せ

調査の進行方針、進捗状況、調査結果及び最終成果の確認のため、環境省担当官との打合せを環境省にて、計 6 回程度（各回 2 時間程度）実施すること。なお、請負者が用意する配付資料は、1 回につき A 4 版、5 部、両面白黒印刷、20 頁程度を想定している。

### 3. 5 報告書

上記3. 1及び3. 2、3. 3の内容を取りまとめ、報告書を作成すること。

### 4. 業務履行期限

令和6年3月25日（月）

### 5. 成果物

(1) 報告書：5部（A4版 両面白黒印刷、170頁程度、くるみ製本）

電子媒体：報告書の電子データを収納したDVD-R 2枚

(2) 報告書形式の冊子「浄化槽の指導普及に関する調査結果」

報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。

提出場所：環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室

### 6. 著作権等の扱い

(1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。

(2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。

(3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。

(4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。

(5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。

(6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

### 7. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

(1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。

- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。  
(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

## 8. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 本仕様書に記載の業務の実施内容（人数・回数が増減を含む。）に変更が生じたとき、必要に応じて変更契約を行うものとする。
- (3) 本業務を行うに当たって、入札参加希望者は、過年度の「浄化槽整備事業の進捗状況評価に関する調査検討業務」及び「汚水処理施設の効率的な整備・運営管理に向けた調査業務」に係る調査資料を所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、別の提供方法（メール等）も検討する。ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、情報セキュリティ保護等の観点から、提示できない場合がある。

連絡先：環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室 佐藤  
(TEL:03-5501-3155)

- (4) 本業務に関する過年度の報告書は、環境省図書館において閲覧可能である。

(別添)

## 1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます  
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針（<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

英語サマリーについては、以下により作成すること。

(1) 以下の対訳集等を参考に、ネイティブチェックを経ること。

- ① 環境用語和英対訳集(EIC ネット <https://www.eic.or.jp/library/dic/>)
- ② 法令用語については、日本法令外国語訳データベースシステムの標準対訳辞書 (<https://www.japaneselawtranslation.go.jp/>)

(2) 海外で参照されることを念頭に入力は半角で行い、全角文字や全角スペースは使用しないこと。特に以下に注意すること。

- ・ 丸数字は使用不可。「℃」→「degrees C」又は「degrees centigrade」
- ・ 記号はすべて半角。例：「 “ ” 」→「 ” ” 」、「 ` 」→「 ` 」、「 - 」→「 - 」
- ・ 化学物質は英文名＋化学記号（半角の英数字）。1/4文字にしない。二度目以降は化学記号のみでも可。例：carbon dioxide (CO2)
- ・ 環境省の略称は「MOE」（大文字）

## 2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・ 文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）

- ・ 計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
  - ・ プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
  - ・ 画像；BMP 形式又は JPEG 形式
- (3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。
- (4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R に必ずラベルにより付記すること。
- (5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

### 3. 成果物の二次利用

- (1) 納品する成果物（研究・調査等の報告書）は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、環境省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を成果物に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。

第三者の知的財産権が関与する内容の一部または全部について、二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、当該箇所や当該権利保有者等の情報を、以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

- (2) 環境省が保有するオープンデータの情報を政府が運用するオープンデータのポータルサイト「データカタログサイト DATA.GO.JP (<https://www.data.go.jp/>)」に掲載及び更新情報を反映させるためのデータに関する説明（メタデータ）について、成果物と併せて以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

<https://www.env.go.jp/kanbo/koho/opendata.html>

### 4. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。